

国際青少年育成活動のための データベース

ドイツ連邦共和国



| | | |
|--------|--------------------------------|----|
| 1 | ドイツの基礎データ | 3 |
| 2 | 青少年育成活動の枠組 | 4 |
| 2.1 | 児童と青少年の現状 | 4 |
| 2.1.1 | 文化と生活スタイル | 4 |
| 2.1.2 | 失業 | 5 |
| 2.1.3 | 犯罪 | 6 |
| 2.1.4 | ドラッグ | 7 |
| 2.2 | 法的基盤 | 7 |
| 2.2.1 | 関連法制 | 7 |
| 2.2.2 | 年齢ごとの法的規定 | 8 |
| 2.3 | 児童・青少年に関する施策の枠組 | 9 |
| 2.3.1 | 関係省庁と管轄 | 9 |
| 2.3.2 | 全国および地方の児童・青少年評議会 | 10 |
| 2.3.3 | 児童・青少年育成施策の関係機関および各機関の権限 | 11 |
| 2.3.4 | 児童・青少年に関する施策の重点 | 11 |
| 2.3.5 | 行動計画 | 11 |
| 2.4 | 財源 | 12 |
| 2.4.1 | 連邦政府による助成 | 12 |
| 2.4.2 | 民間およびその他の財源 | 12 |
| 3 | 現場における児童・青少年援助 | 13 |
| 3.1 | 青少年団体活動 | 13 |
| 3.1.1 | 青少年団体活動の構造 | 13 |
| 3.1.2 | 広域青少年団体 | 14 |
| 3.2 | 政治教育 | 14 |
| 3.3 | 文化教育 | 14 |
| 3.4 | スポーツ | 15 |
| 3.5 | 青少年ソーシャルワークと児童支援 | 16 |
| 3.6 | 宗教団体による児童・青少年育成事業 | 16 |
| 3.7 | 移民背景を持つ児童・青少年の統合 | 17 |
| 3.8 | 青少年と情報 | 18 |
| 3.8.1 | 児童と青少年のための情報および相談センター | 18 |
| 3.8.2 | 児童・青少年メディア | 19 |
| 3.8.3 | 国際的な協力・提携 | 20 |
| 3.9 | 児童・青少年の旅行 | 21 |
| 3.9.1 | 児童と青少年の旅行形態 | 21 |
| 3.9.2 | ユースホステルとその他の青少年宿泊施設 | 21 |
| 3.9.3 | ドイツ旅行のヒントと情報 | 22 |
| 3.10 | 国際青少年育成活動 | 22 |
| 3.10.1 | 中央組織 | 22 |
| 3.10.2 | ドイツと各国との協力 | 23 |
| 3.10.3 | 国際的な協力 | 23 |
| 4 | 参考資料 | 23 |
| 4.1 | 協定等資料の全文 | 23 |
| 4.2 | 参考文献 | 24 |
| 4.3 | 連絡先 | 25 |

1 ドイツの基礎データ

ドイツに関する全般的な情報については以下のリンク先が参考になります：

<http://www.deutschland.de>

<http://www.tatsachen-ueber-deutschland.de>

<http://www.magazine-deutschland.de>

<http://de.wikipedia.org/wiki/Deutschland>

<http://www.destatis.de>

基礎データ

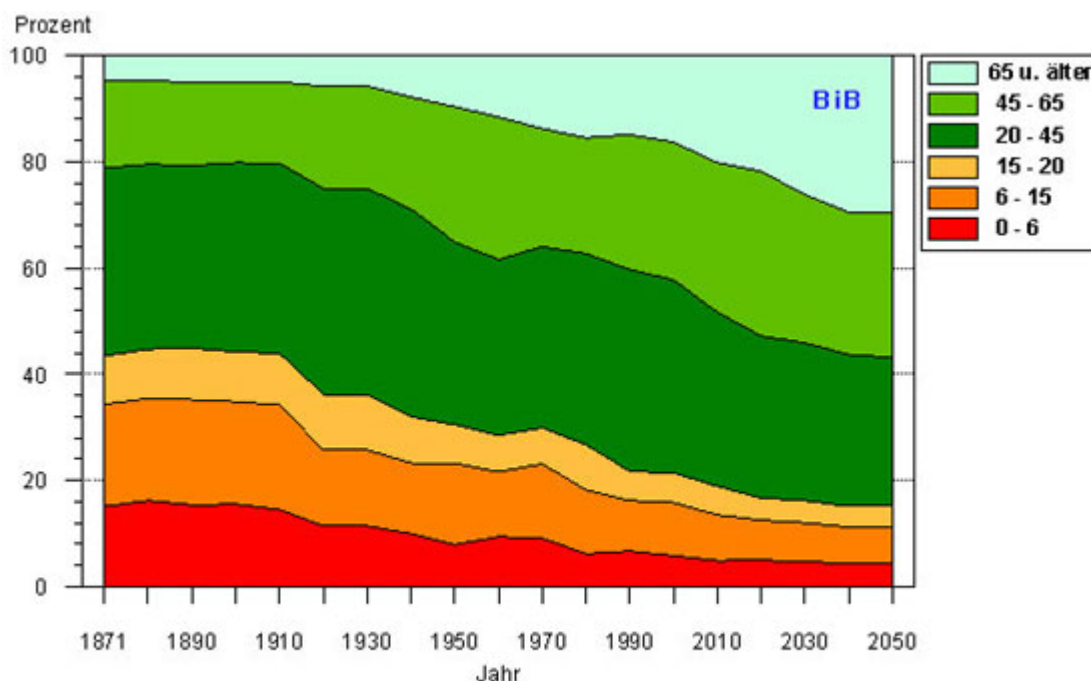
人口：8225万8千人、人口に占める外国人の割合は8.8%

首都：ベルリン

公用語：ドイツ語、少数言語：フリジア語、ソルブ語、デンマーク語、ロマニ語

国民総所得：2兆4467億8千万ユーロ

人口の年齢構成：



Datenquelle: Statistisches Bundesamt und Bundesministerium des Innern; eigene Berechnungen

平均寿命：男性77歳、女性82歳

人口動態：少子高齢化、年少人口比率の減少と老年人口比率の増加

行政：議会制民主主義の連邦国家、16の連邦州

国家元首：ホルスト・ケーラー連邦大統領、政府首脳：アンゲラ・メルケル連邦首相

宗教：キリスト教徒62.6%（カトリック31.5%、プロテスタント31.1%）、イスラム教徒3.9%、ユダヤ教徒0.1%

その他：

- 失業率：8.2%（2008 年年間予測）
- インフレ率：2.8%（2008 年 2 月）
- 加盟国際機関：国際連合、北大西洋条約機構（NATO）、欧州評議会、経済協力開発機構（OECD）、欧州共同体（EC）、欧州安全保障協力機構（OSCE）、すべての重要な国連専門機関

2 青少年育成活動の枠組

2.1 児童と青少年の現状

2.1.1 文化と生活スタイル

2005 年末時点のドイツ連邦共和国における 30 歳未満の人口は 2620 万人でした。欧州各国との比較では、ドイツの若者は相対的に住環境に恵まれています。多くの若者は旅行好きで、国内外をたくさん旅します。

出生率（現在は女性一人当たり 1.4）は低い水準が続いています。同時に平均寿命が伸びています。このような背景から、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合）は現在の 15%から 2040 年には 30%に上昇することが見込まれます。連邦統計局が発表した最新の人口将来推計によれば、2050 年には国民の半数が 48 歳以上、国民の 3 分の 1 が 60 歳以上となります。外国からの移民を考慮しても、ドイツの人口は長期的には減少傾向にあります。

人口は 8300 万人までわずかに増加した後、2013 年から減少し始め、2050 年には 1963 年レベル（約 7500 万人）まで落ち込むことが予測されます。予測に際しては、女性一人当たりの出生率が 1.4 の水準にとどまり、2050 年までに 0 歳の平均余命が男子 81.1 歳、女子 86.6 歳に伸び、社会移動による人口増加が毎年約 20 万人に上ることを前提としています。

長期的に人口が減少するのは、ドイツで 30 年前から死亡者数が出生児数を上回っており、この傾向が今後 50 年間続くからです。年間出生児数は現在約 73 万人ですが、2050 年には年間死亡者数の半数にしか満たない約 56 万人に減ることが予想されます。

低出生率によって、相対的に若い年代（50 歳くらいまで）が、全般的にそれより上の年代よりも少なくなります。20 歳未満の人口は現在の 1700 万人（総人口に占める割合は 21%）から 2050 年には 1200 万人（同 16%）に減少します。60 歳以上の人口はその倍以上（2800 万人、37%）になります。2050 年には 80 歳以上の高齢者は 910 万人に上り、総人口の 12%を占めます（2001 年は 320 万人、3.9%）。

（出典：連邦統計局 Statistisches Bundesamt, <http://www.destatis.de>）

2006 年の第 15 回「シェル若者動向調査」によると、社会的なテーマに対する青少年の意識は高く、彼らは課題に正面から取り組み、諦めずに解決策を探します。今日の青少年は上の世代を尊敬しています。また、4 年前に比べ、将来の展望への不安を強めています。このような背景から、家族の位置づけが高まっています。青少年の 72%が、本当に幸せな人生を送るためには家族が必要であると考えています。18 歳から 21 歳未満の青少年のうち、73%がまだ親元で暮らしています。今回の調査では、今日の青少年は安定した価値観を持っていることが明らかになりました。

豊かな家庭の青少年は恵まれない家庭の青少年に比べて将来性のある学校に通っています。後者の家庭の青少年は基幹学校や特殊学校に通う割合が高く、後の職業訓練でも才能に見合った結果を出せていません。

学校教育で女子は同年齢の男子を追い越し、その先も男子に比べて高い学歴を目指しています。この傾向は 2002 年の「シェル若者動向調査」でも表れていました。今回の調査では、55%の女子がアビトゥアを目指すと回答しており、男子では 47%だけでした。

今回の調査でも、ドイツのほとんどの若者が教会や宗教への結びつきを強くは持っていないことが明らかになりました。移民の背景を持つ青少年の間では、「真の」信仰心は大きな支えとなっています。外国人の青少年の 52%が自らの神を信じており、ドイツ人の青少年では 28%のみです。

詳しい情報は：<http://www.shell-jugendstudie.de>

「2008 年キッズ消費者分析」の調べによると、6 歳以上 13 歳未満の児童 573 万人の合計貯蓄額は 37 億 9 千万ユーロ（2006 年は 35 億 9 千万ユーロ）です。月々児童がもらうお小遣いなどのお金は 23.30 ユーロほど（2006 年は 20.50 ユーロ）で、使い道はお菓子（59%）、雑誌やコミック（46%）、アイス（各 35%）などが大部分を占めます。欲しいものランキングでは携帯電話が群を抜いて 1 番で、46%の児童が自分用の携帯電話が欲しいと答えています（2004 年は 57%）。すでに 220 万台の携帯電話（2004 年は 160 万台）がこの年齢層の所有となっていますが、大部分（180 万台）は 10 歳以上 13 歳未満の子どもが持っています。

6 歳以上 13 歳未満の児童のブランド志向は引き続き強いといえます。食品以外で顕著な製品はスポーツシューズ、バッグやランドセル、洋服やジーンズ、文房具や携帯電話です。

甘い菓子の消費は前年に比べて全体で減りましたが、チョコバーは人気を取り戻しています。飲料では、ミネラルウォーターが消費量第 1 位の座を確保するようになりました。

余暇については、女の子も男の子も、友達と一緒に過ごすことを最も好みます。女の子は音楽を聴くこととサイクリングを、男の子はサイクリングとサッカーを好みます。子ども向けの雑誌を定期的に読む児童は 400 万人おり、親の 70%と一緒に読んでいます。

詳細は：http://www.ehapa-media.de/pdf_download/Praesentation_%20KVA08.pdf

リンク：

http://pressenetzwerk.de/index.php?option=com_content&view=article&id=96&Itemid=103 -
ヨルク・ヴィルト（青少年関連プレスネットワーク）の記事「2008 年の若者と文化」

2.1.2 失業

2006 年の第 15 回「シェル若者動向調査」の結果を見ると、失業や適切な就職口を見つけれられないことに不安を感じる青少年が増えています。2002 年の調査では、このような不安を持つ青少年は 55%だったのに対して、2006 年には 69%に増加しました。また、不況や貧困の増加に対する不安も 2002 年の 62%から 66%に増加しました。

詳しい情報は：<http://www.shell-jugendstudie.de>

2006年11月におけるILO基準の25歳未満若年失業率は13.8%でした。

(出典：<http://www.destatis.de>)

2.1.3 犯罪

罪を犯す若者は特に男性に多いといえます。若者の違法行為の主なものは無銭乗車、侮辱、殴り合い、ハッシュシュの購入、窃盗、器物損壊、空き巣狙いなどの軽度の犯罪です。

2003年に検挙された容疑者のうち5.4%が14歳未満の児童、14歳以上21歳未満の青少年および若者23%、21歳以上30歳未満の成人が22.8%でした。ドイツ人（カッコ内はドイツ人以外）の容疑者では14歳未満の児童は5.8%（3.9%）、14歳以上18歳未満の青少年が13.6%（9%）、18歳以上21歳未満10.8%（9.6%）、21歳以上25歳未満の若い成人が10.9%（15%）でした。ドイツ人の容疑者の中では児童および青少年の方が割合が高く、ドイツ人以外では若い成人および成人の方が高い割合となっています。全体として、2000年以降、児童の容疑者の割合が減ってきています。2003年には容疑者中のドイツ人児童の割合が前年比で6.8%下がり、ドイツ人以外の児童は2.4%下がりました。

2003年に14歳未満のドイツ人児童（104 757人）およびドイツ人以外の児童（21 601人）が行った犯罪のうち、最も件数が多かったのは万引きでした（ドイツ人児童では48 811件、2002年比10.2%減、ドイツ人以外の児童は9889件、同4.1%減）。2番目、3番目に多い犯罪はドイツ人児童では器物損壊、傷害で、ドイツ人以外の児童では順番が入れ替わり、傷害、器物損壊でした。

ドイツ人およびドイツ人以外の14歳以上18歳未満の青少年が2003年に最も多く行った犯罪は窃盗、次いで万引き、傷害でした。18歳以上21歳未満のドイツ人が犯した犯罪は多い順に、薬物（2002年比1.8%増）、詐欺（2002年比12.2%増）、傷害（2002年比4.1%増）などでした。ドイツ人以外の同年齢では、最も多かったのが外国人法および庇護手続法違反（2002年比15.3%減）でした。これに次ぐのは詐欺および傷害（2002年比4.9%増）でした。全体として14歳以上21歳未満の年齢層ではドイツ人の違法行為は2002年に比べて2.5%増え、ドイツ人以外では5.4%減りました。

若い成人層の容疑者数は2003年には前年比6.1%増加しました。ドイツ人以外の犯罪件数は全体で4.1%減りました。しかし、罪種別にみると、特に武器法違反（2002年比ドイツ人91.2%増、ドイツ人以外104%増）は急増しました。他にも特に大麻関連の薬物事犯や傷害事犯が増加しました。

フランクフルト（メイン）では2003年に検挙された容疑者中、青少年全体の55%、18歳以上21歳未満の若者の58.3%がドイツ人以外でした。また、児童の容疑者でもドイツ人以外の占める割合はフランクフルト（メイン）で50.3%と最も高く、ミュンヘン（40%）、ケルン（38.5%）、シュトゥットガルト（38.3%）、マンハイム（34.3%）が続きます。東部ドイツの大都市ではドイツ人以外の未成年容疑者はあまり目立ちません（ケムニッツ6.4%、ライプツィヒ4.6%、エアフルトとポツダム各4%、ドレスデン2.5%）。

(出典：連邦刑事警察庁、<http://www.bka.de/pks/pks2003/index2.html>、05.04.29)

2.1.4 ドラッグ

若い青少年は以前よりもドラッグを使用することが多くなっています。連邦政府発行の「2000年中毒・ドラッグ報告」によると、ソフトドラッグ、ハードドラッグともに使用開始年齢がのきなみ低下しています。特に若いドラッグ使用者が多く用いるのは、いわゆるパーティードラッグです。青少年の3分の1が飲酒し、そのうち一部は毎日飲酒しています。青少年の4人に1人は大麻を用いた経験がありますが、大麻の使用に関して、東西ドイツの違いはもうほとんどありません。医薬品消費は青少年にも及んでいます。ブレーメンで行われた14歳の青少年を対象とした調査によると、半数以上が定期的に薬を服用していると回答しました。また、子どもの成績向上のためには投薬もかまわないとする多くの親の考え方も心配な兆候である、と同調査は指摘しています。

青少年の年齢層では男女ともに4人に1人が喫煙常習者です。

違法ドラッグで最も多く使用されるのは大麻です。大麻を使用したことがある青少年は4人に1人。3~4%の青少年はエクスタシー（MDMA）とアンフェタミンを使用しています。エクスタシー初犯者の数は急激に増えました。

当事者、その家族、ドラッグ使用者・関係者支援機関の職員のための情報は：

<http://www.drogen-hilfe.de>

2.2 法的基盤

2.2.1 関連法制

一般法制：民法典、刑法典、連邦社会扶助法、雇用促進法。また、児童および青少年を対象とした法律も多数あります。そのうち最も重要な法律は：

- 児童・青少年援助法（KJHG）：

ドイツ連邦共和国における児童・青少年援助の法的基盤。同法では以下のように年齢区分を行っています。

| | |
|--------------------------|---------------|
| 児童 Kind | 14 歳未満 |
| 青少年 Jugendlicher | 14 歳以上 18 歳未満 |
| 若い成人 Junger Volljähriger | 18 歳以上 27 歳未満 |
| 若い人 Junger Mensch | 27 歳未満 |

- 未成年をメディアの危険から保護するための「青少年に対する有害な文書とメディアコンテンツの頒布に関する法律」および青少年の飲食店入店やアルコール消費に関する「公共の場における青少年保護のための法律」は2002年中頃に新「青少年保護法」として統合。同法は2003年4月1日に発効。改正法はコンピュータゲームへの年齢制限表記やたばこ購入時の規制強化なども含む。
- 青少年労働保護法：職場における過剰な負担と危険からの青少年保護。
- 雇用促進法：職業訓練期間中の青少年支援に関する連邦雇用庁の役割。
- 非軍事役務法：改正法が2004年10月1日に発効したことにより、兵役代替非軍事役務期間は10カ月から9カ月（兵役との差異をなくした）に短縮された。兵役も非軍事役

務も満 23 歳（以前は満 25 歳）までに招集されることになった。既婚者、同性パートナーシップ登録者、最低 1 人の子どもの養育権を持つ者、兵役ないし非軍事役務を行った兄弟を 2 人以上持つ者は申請をすれば兵役ないし非軍事役務を免除される。

児童および青少年に関するその他の法律は連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ホームページを参照ください：<http://www.bmfsfj.de> > Gesetze > Politikbereich auswählen

2.2.2 年齢ごとの法的規定

| 規定 | 年齢 |
|--|------------|
| 義務教育開始 | 6 |
| 映画視聴の年齢制限区分 | 6,12,16,18 |
| 事業所内青少年代表会への選挙権と被選挙権 | 14 |
| 刑事未成年者 | 14 |
| 青少年（14 以上 18 歳未満）の犯罪は常に少年裁判所で審理される。若年成人（18 歳以上 21 歳未満）のうち犯行時の成熟度が青少年と同等と認められた者も同様。 | 14 ~ 20 |
| 完全な刑事責任能力 | 21 |
| 運転免許： | |
| 時速 25km までの原動機付自転車 | 15 |
| 時速 45km までのモペット（M） | 16 |
| 11kw、時速 80km までの小型自動二輪（A1） | 16 |
| 小型自動三輪および簡易四輪車両（S） | 16 |
| 普通自動車（B、BE）、および 25kw までの中型自動二輪（A 限定付、免許取得後 2 年で限定解除） | 18 |
| 25kw 以上の大型自動二輪（A 限定なし） | 25 |
| 大型車（免許種は複数） | 18 (21) |
| フルタイム雇用（州の全日制義務教育期間による） | (15) 16 |
| 夜間勤務 | 18 |
| 公共の場における喫煙 | 16 |
| 蒸留酒以外のアルコール販売対象 | 16 |
| 公のダンスイベントへの 24 時までの参加許可 | 16 |
| 配偶者となる者が成人であれば後見裁判所の同意を得て結婚が可能 | 16 |
| 身分証明書所持義務 | 16 |
| 男子は両親の同意の下、基礎兵役に志願できる | 17 |
| 男子兵役義務開始 | 18 |
| 労働組合加入の権利（職業訓練開始ないし就職時点から） | 15 / 16 |
| 義務教育終了 | 18 |
| 成人 | 18 |
| 選挙権および被選挙権 | 18 |
| 地方選挙における選挙権および被選挙権 | 16 |

2.3 児童・青少年に関する施策の枠組

2.3.1 関係省庁と管轄

児童・青少年政策は**連邦家庭・高齢者・女性・青少年省**の管轄です。（**Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend : BMFSFJ**、<http://www.bmfsfj.de>）

連邦家庭・高齢者・女性・青少年省は、

- 児童・青少年援助・育成に携わる、広域および連邦レベルの民間組織に対して、価値観や内容、方法および活動形態の多様性を尊重し援助します。
- 政治、文化、スポーツの各分野での青少年育成や自発的環境・社会福祉活動年、青少年国際交流を助成します。
- 外部の専門家に対して、ドイツの若い人の現状把握と児童・青少年援助のさらなる発展のために「児童・青少年報告」の作成を依頼します。
- 現行の連邦法（児童・青少年援助法）を監督します。
- 他の連邦官庁や各州、地方自治体、公的な青少年援助機関と密接な協力関係にあります。

児童および青少年の支援に携わる他の省：

連邦労働・社会省 (Bundesministerium für Arbeit und Soziales): <http://www.bmas.bund.de>

連邦保健省 (Bundesministerium für Gesundheit): <http://www.bmg.bund.de>

連邦教育・研究省 (Bundesministerium für Bildung und Forschung): <http://www.bmbf.bund.de>

外務省 (Auswärtiges Amt): <http://www.auswaertiges-amt.de>

連邦内務省 (Bundesministerium des Innern): <http://www.bmi.bund.de>

連邦法務省 (Bundesministerium der Justiz): <http://www.bmj.bund.de>

連邦経済協力・開発省 (Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung): <http://www.bmz.bund.de>

ドイツ連邦議会に設置されている**家庭・高齢者・女性・青少年委員会**は、主に以下の政策に取り組んでいます。

家族政策

- 質を重視し、需要に合った保育 —特に 3 歳未満児保育— の拡充・整備
- 家族の生活を支えるインフラ改善（多世代住宅、低年齢児童の支援）
- 特に両親手当の導入および児童手当加算の改善等、家族に対する経済的助成
- 家庭と仕事の両立および家族にやさしい労働条件

青少年と児童

- 就学前および就学中の教育、育成、保育
- 児童と青少年の参画促進
- 教育における機会均等
- 暴力を受けずに育つ環境、青少年保護法のエヴァリュエーション
- 不利な立場にある青少年への機会提供、就労支援
- 寛容性と民主主義のための取り組み
- 児童・青少年援助

兵役代替非軍事役務と自発的奉仕活動

- ・ 兵役代替役務の発展
- ・ 青少年を対象とした自発的奉仕活動と世代を超えた自発的奉仕活動

移民と社会統合

- ・ 青少年移民支援事業
- ・ 社会統合
- ・ 強制結婚の問題

また、ドイツ連邦議会には**児童の利益代表小委員会**も設置されています。第16期連邦議会の主な案件は、児童とスポーツ、メディア、暴力、健康、障害、モビリティ、文化、日常生活、食育と消費者保護、子どもの貧困、国連子どもの権利条約の履行、児童の自己決定権と共同決定権、児童青少年援助・児童青少年ソーシャルワーク、ネグレクト・社会的排除、初等教育・低年齢児童の支援です。

2.3.2 全国および地方の児童・青少年評議会

ドイツ連邦青少年連合（DBJR：<http://www.dbjr.de>）は全国規模で活動する24の青少年団体と16州の各州青少年連合、および助言役を担う5団体からなる協議機関です。DBJRは1949年に創設され、加盟団体は教会系青少年団体から、環境保護青少年団体、余暇活動系青少年団体、社会福祉系青少年団体、ボーイ／ガールスカウトまで多岐にわたります。歴史的な理由から、政党・政治系青少年団体と学生組織は加盟していません。

DBJRの加盟団体は国から直接指示を受けることなく、それぞれ自主的に責任を持って活動していますが、連邦政府の児童・青少年計画の予算から助成金を受けています。州レベルでは16の州青少年連合が活動し、地域レベルでは数多くの郡青少年連合および市青少年連合が活動しています。

政党の青年部などの政治的な青少年団体がドイツ連邦青少年連合に加盟していないため、欧州諸機関においてドイツの青少年団体を代表する組織として1963年に**ドイツ国際青少年活動委員会**（DNK、<http://www.dbjr.de/dnk>）が創設されました。DNKの構成団体はドイツ連邦青少年連合と政治青少年連合、ならびにドイツスポーツユース（2004年から）です。DNKは多国間分野でドイツの青少年団体を代表します。例えば、欧州ユースフォーラム（<http://www.youthforum.org>）において、ドイツの青少年評議会の役割を担っており、欧州連合（EU）や欧州評議会、そして国連とも密接に協力しています。

政治青少年連合には、連邦議会に議席を持つ政党に近い政治的な青少年団体や政党の青年部である青少年団体が加盟しています。会長職は加盟青少年団体間の持ち回り制です。加盟団体は以下の通りです。

ドイツヤングデモクラッツ・ヤングレフト <http://www.idjl.org>

ヤンググリーンズ（緑の党青年部） <http://www.gruene-jugend.de>

ヤングリベラルズ（自由民主党青年部） <http://www.julis.de>

ヤングソーシャリスト（社会民主党青年部） <http://www.jusos.de>

ドイツ・ヤングユニオン（キリスト教民主・社会同盟青年部） <http://www.junge-union.de>

ドイツスポーツユーゲント (dsj、<http://www.dsj.de>) は、スポーツ団体に所属し活動する 950 万人以上の児童・青少年を代表する組織です。53 のスポーツ競技団体の青年部、特別な活動目的を持ったスポーツ団体の青年部 10 組織と 16 州の各州スポーツユーゲントが加盟しています。

2.3.3 児童・青少年育成施策の関係機関および各機関の権限

ドイツには 90 以上の広域青少年団体が存在（「青少年団体活動」の章を参照）し、そこには青少年全体の約 4 人に 1 人が加入しています。組織率の高さゆえに、児童・青少年政策に関する問題に対しての影響力と利益団体としての力は部分的に大きいといえます。

最上部団体は児童・青少年援助協議会 (AGJ、<http://www.agj.de>) です。同協議会には児童・青少年援助行政と実践分野で広域的な機能を持ち、また（あるいは）児童・青少年援助で全国的な影響力を持つ連邦レベルの青少年団体、6 大民間福祉団体、連邦レベルの児童・青少年援助の専門組織、各州の青少年省、各州青少年局連邦作業部会が所属しています。児童・青少年援助協議会は児童・青少年関連機関や団体に多彩な情報を提供しています。児童・青少年援助協議会を通じて広域青少年団体の連絡先を簡単に入手できます。

2.3.4 児童・青少年に関する施策の重点

ドイツの児童・青少年施策と青少年育成事業にはドイツの連邦制が反映しています。国は原則的に民間公益団体、教会、財団、あるいは国から独立した他の組織を優先させます。できる限り多くの施策を市民に近いレベル、都市、郡、自治体に委ねることを目的としています。補助金の大部分は州と自治体が支出します。

現政権の児童・青少年施策における重点は、児童の保育、青少年の意思決定過程への参加、メディアリテラシー、不利な立場にある青少年の社会への統合、民主主義と寛容性を促進するための活動に置かれています。

次章「行動計画」も参照ください。

2.3.5 行動計画

連邦政府社会統合国家行動計画 2003～2005 年は若者の雇用機会を拡大し、教育へのアクセスを改善することを目的としています。

詳細は：http://www.bmgs.bund.de/downloads/NAP2004_Endfassung_Kabinett.pdf, 05.05.02

国家行動計画「子どもたちにふさわしいドイツ 2005～2010 年」は、2002 年 5 月に開催された国連子ども特別総会の最終採択文書で約束された行動を実施するための計画。

行動分野は：1. 教育による機会均等、2. 暴力にさらされることなく育つ、3. 健康な生活と環境条件の促進、4. 児童と青少年の参画、5. すべての子どもにとってふさわしい生活水準の確立、6. 国際的な取り決めの遵守

詳細は：<http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/nap.property=pdf.pdf>, 05.05.02

不利な立場に置かれている児童と青少年の状況改善のための行動計画である「社会問題が集中する地域の若者の成長とチャンス (E&C)」(<http://www.eundc.de>) は、社会的に不利な立場にある青少年に対して隙間のないサービスを提供するため、ネットワーク化を図るこ

とによって多数の青少年施策や組織を1つにまとめることが狙いです。連邦児童・青少年計画の施策が、児童と青少年にかかわるすべての分野の担い手の協力で行われる初めての例です。本計画は都市部だけでなく産業構造の脆弱な農村部も含め、社会問題の集中する地域の若者を支援します。連邦予算のほかに、欧州社会基金や雇用エージェンシー（職安）、自治体の予算が社会問題の集中する地域と不利な立場にある若者のために拠出されます。

労働市場と社会における排除と差別撤廃のための行動計画として「**Xenos－多様性の中の生活と労働**」 (<http://www.xenos-de.de>) が挙げられます。

この行動計画の財源は欧州社会基金（ESF）によって賄われています。Xenosは疎外と差別をなくすための施策を、外国人排斥・不寛容・人種差別に反対するイニシアチブと連携させることを目指しています。

連邦事業「**多様性はすばらしい－多様性、寛容性、民主主義を求める若者**」の第1フェーズは2007～2010年です。詳細は：<http://www.vielfalt-tut-gut.de>

「**児童と青少年を性的暴力と性的搾取から保護するための行動計画**」。本行動計画は2003年に採択され、児童の性的虐待、（インターネット上の）児童ポルノグラフィ、児童売買、児童買春の撲滅を目標としています。

連邦環境庁の行動計画「**環境と健康**」では児童と健康に重点が置かれています。詳細は：http://www.apug.de/archiv/pdf/broschuere_kinder_suszept.pdf、05.05.02

2.4 財源

2.4.1 連邦政府による助成

連邦青少年計画は1993年に**連邦児童・青少年計画**に変わりました。同計画は法律ではなく指針に基づく資金行政であり、ドイツ連邦共和国における児童・青少年支援の主たる手段です。

「連邦児童・青少年計画」は、州や自治体の所轄を超える青少年育成活動を含む児童・青少年援助を促し支援します。学校外教育の分野には、幅広い教育・育成を担っている民間および公的な児童および青少年援助に携わっている各種の機関があります。それら機関の需要に応えるために、「児童・青少年計画」の財源から様々な事業が助成を受けています。児童・青少年事業の中でも広域的な事業のみが「連邦児童・青少年計画」からの補助金等の対象になりますが、連邦家庭・高齢者・女性・青少年省が交付の内容に関する責任を担います。

2006年度の「連邦児童・青少年計画」では、各州および青少年援助実施機関への補助金や経常費負担金、民間公益団体による青少年援助事業向け予算は**1億508万8千ユーロ**でした（2005年：1億302万3千ユーロ）。

2.4.2 民間およびその他の財源

ドイツ連邦共和国には青少年育成活動を長期的あるいはプロジェクト単位で助成する、公ないし民間の財団が多数あります。民間企業も具体的なプロジェクトを支援し、全額あるいは部分助成を行っています。青少年育成活動を助成する多くの財団や慈善事業を行う協会、

民間企業の一例を紹介します。

ドイツ青少年切手財団はドイツで最も重要な青少年財団の1つです。同財団は毎年連邦財務相が発行する「青少年のため」の寄付金付切手の収入を、定款に従い「ドイツの青少年の福祉」のために運用します。

民主青少年財団 (<http://www.jugendstiftung.org>) の優先的な目的は東部ドイツの各州における青少年活動と青少年ソーシャルワークを助成することです。内容的な重点は、余暇活動事業の改善、不利な立場にある青少年の職業訓練、自主的なイニシアティブの促進、サービスなどです。

㈱ドイツ・シェルは、児童と青少年の動向と状況に関する学術的な調査を資金提供という形で長年支援しています。（「シェル若者動向調査」、<http://www.shell-jugendstudie.de>）

1965年に設立された「青少年は研究する」財団 (<http://www.jugend-forscht.de>) は連邦教育・研究省と「シュテルン」誌、および地方レベルの多数の賛同企業による共同プロジェクトです。財団はコンペティションを開催することによって若い人の研究を支援します。

SK青少年とメディア財団 (<http://www.sk-jugend.de>) は地域の青少年に資金を提供する数多くの地方イニシアティブの1つです。1972年にケルン貯蓄銀行によって設立された公益財団です。SK財団はケルン市の青少年のクリエイティブなメディア育成を事業目的としています。

3 現場における児童・青少年援助

3.1 青少年団体活動

3.1.1 青少年団体活動の構造

青少年団体活動は、青少年の自発性、自己管理、自己決定を促す社会化の場です。青少年団体活動は青少年の教育と育成、人とのかかわり、余暇の過ごし方、課題への支援や相談、さらに国や社会に対して包括的に青少年の利益を代弁するという役割があります。これは、若い人の利害にかかわるすべての政治過程と政策決定に介入する横断的な政策を意味します。

青少年団体とは児童、青少年、若い成人のまとまる組織であり、国による介入を受けることなく自主的に責任を持って活動し、公的な助成金を受けています。活動の根幹を成すのはボランティア活動です。

青少年団体の活動では陶冶と訓育に主眼がおかれています。学校教育とは違い、自主参加が基本であり、学校のように成績評価などのプレッシャーはありません。この文脈で青少年団体活動は「学校外青少年育成活動」ないし「学校外青少年教育」とも呼ばれます。

現在ドイツ連邦共和国には、青少年の幅広い興味と活動を反映する**90以上の広域青少年団体**があります。多種多様な団体が活動しており、組織率も比較的高いといえます。青少年のほぼ**4人に1人**が団体に加入していると推定されており、数にすると**600万人以上**（ドイ

ツスポーツユーゲントは除く)です。ただし、団体(スポーツ団体以外)に加入する青少年の数は減る傾向にあり、ボランティアを行う青少年の数も減ってきています。

3.1.2 広域青少年団体

90以上ある広域青少年団体の一例:

| | |
|---|---|
| ドイツスポーツユーゲント(ドイツスポーツ連盟の青少年部門。青少年団体としての会員数はドイツ最多) | http://www.dsj.de |
| ドイツ連邦青少年連合。全国規模で活動する青少年団体の協議機関 | http://www.dbjr.de |
| 政治青少年連合。連邦議会に議席を有する政党に近い政治的な青少年団体あるいは政党の青年部が加盟。会長は持ち回り制。 ドイツヤングデモクラッツ・ヤングレフト ヤンググリーンズ(緑の党青年部) ヤングリベラルズ(自由民主党青年部) ヤングソーシャリスト(社会民主党青年部) ドイツ・ヤングユニオン(キリスト教民主・社会同盟青年部) | http://www.idjl.org http://www.gruene-jugend.de http://www.julis.de http://www.jusos.de http://www.junge-union.de |

3.2 政治教育

ドイツの学校外青少年教育では政治教育が重要な位置づけにあります。政治教育の主な課題は、まず若い人に社会や国に関する知識を伝え、政治的な出来事や対立について自分の意見を持てるよう促し、自分の権利や利害、社会に対する義務や責任を理解し行使できるよう働きかけます。すなわち、自由で民主的な社会と国家秩序の発展に参画するよう促すことです。

ドイツには青少年の政治教育を担う様々な団体・組織があります。そのうちの一部が結束し、**青少年政治教育実施機関イニシアティブ(GEMINI)**、<http://www.bap-politischebildung.de>を発足させました。**GEMINI**に所属するのはドイツ教育機関連絡会(AdB)、連邦労働・生活連絡会(AuL)、カトリック社会福祉教育機関協議会(AksB)、ドイツ市民大学連盟、福音派青少年社会政治教育団体グループ、地方教育センター連盟です。

3.3 文化教育

学校外文化教育は若い人の発達にとって重要な分野です。したがって、ドイツにおける学校外青少年文化教育の専門団体は、青少年の文化教育を広範囲にわたって促進することを目指しています。

学校外の文化教育は、人格形成に文化という側面から寄与し、若い人が社会の文化活動に参加する道を開きます。また、若い人が芸術と文化に対する素養を身につけ、音楽、ダンス、リズム、ゲーム、演劇、文学、造形芸術、建築、映画、写真、ビデオ、メディア、コンピューターなどの分野で造形的・芸術的活動を行うよう促します。さらには空想力と創造性を促進し、社会的な文脈における自文化と異文化の現象に対する判断力、批判能力、寛容性

を養います。そして、余暇を有意義に過ごし、自分の置かれている状況に関して意識的に主体的に考える機会を提供します。

文化教育団体および機関に関する概要については、IJABドイツ連邦共和国国際ユースワーク専門機関が発行するハンドブック「ドイツ連邦共和国における児童・青少年に関する施策と児童・青少年援助—構造、団体、機関」を参照ください。ハンドブックの購入申込先は：<http://www.ijab.de>

児童・青少年文化教育の全国規模の専門団体、機関および州連合会の上部団体は**連邦児童・青少年文化教育連合会** (<http://www.bkjd.de>) です。

児童と文化に関する児童の利益代表小委員会（児童委員会）の意見書：
http://www.bundestag.de/ausschuesse/a13/kiko/Empfehlungen_und_Stellungnahmen/Kinder_und_Kultur.pdf (08.04.07)

3.4 スポーツ

ドイツの青少年にとってスポーツは依然として大きな役割を果たしています。ドイツスポーツユーゲント（dsj、<http://www.dsj.de>）の会員数は約 900 万人です。27 歳未満の青少年の 3 人に 1 人以上がスポーツクラブで活動していることとなります。ドイツスポーツユーゲントは青少年およびスポーツの分野で政治的にコミットします。若い人の人格形成に貢献し、社会性を養い、児童と青少年の社会参画を促すことをドイツスポーツユーゲントは目標としています。青少年を対象としたスポーツ活動は若者の育成活動です。このような立場に立ち、ドイツスポーツユーゲントはスポーツの実践分野に留まらず、すべての児童と青少年が参加できる様々な活動を行っています。

非営利のスポーツクラブや商業的なスポーツ施設、あるいはインフォーマルな場での児童スポーツは学校の体育の授業と並んで、友人とのかかわりの中で社会性を身につける最も重要な機会です。東部ドイツの児童は西部ドイツの児童に比べてスポーツクラブに所属する割合が低くなっています。

移民という背景を持つ児童・青少年がどの程度スポーツクラブに所属しているかに関する全国的な統計はありません。いくつかの州における調査結果を元にした推計では、移民背景を持つ若い人の 5～10%が組織に所属してスポーツ活動を行っています。

ドイツで一番人気のあるスポーツはサッカーでしょう。女の子や若い女性でもサッカーをする人が増えてきています。18 歳未満の青少年約 200 万人がサッカークラブに所属しており、うち 7 歳以上 14 歳未満の女子は 18 万人です。

他の（会員数からみる）人気スポーツは、体操、テニス、ハンドボール、水泳、陸上競技、卓球、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、スキーなどです。スポーツクラブ以外でドイツの青少年は自転車に乗ることが多く、インラインスケートも好まれています。

スポーツ施設の充足度は全般的に高いといえます。しかし、多くの都市や自治体では設備の維持や近代化のための費用が不足する傾向が高まっています。スケーター用のハーフパ

イプなど、公共のスポーツ施設建設に民間のスポンサーが資金提供をするケースが増えています。

(出典：ドイツスポーツユエグント、<http://www.dsj.de> : *Erster Deutscher Kinder- und Jugendsportbericht* 「第1回ドイツ児童・青少年スポーツ報告」、Schorndorf 2003)

3.5 青少年ソーシャルワークと児童支援

ドイツで青少年ソーシャルワークという場合、青少年が社会的に認められ、責任感ある社会の一員となるよう支援するためのあらゆる事業、施設、サービス、イベントを意味します。青少年ソーシャルワークの中心は職業に関係した支援であり、相談や社会教育的なアプローチのサービスによって特に社会的なハンデと個人レベルのハンデを克服することを目指します。

また、青少年ソーシャルワークは、学校や職業訓練などの教育現場、ないし仕事の現場や社会への若い人の統合、あるいはキャリアをサポートします。

青少年ソーシャルワークはドイツの様々な事業を包括し、各事業を結び付けています。まずは**児童・青少年援助の一部**であり、児童・青少年援助法に規定されています。さらに、他の法律にも及び、該当規定に基づいて部分的に補助金等を受けたり、該当規定の内容や発展に影響を与えることもあります。例としては特に雇用促進法が挙げられます。

青少年ソーシャルワーク協力連盟 (<http://www.jugendsozialarbeit.de>) は青少年ソーシャルワークを行う実施団体・機関による全国規模の連合体です。社会と政治の分野で、不利な立場に置かれる青少年のためのロビー活動を専門的知見を活かして強化することが同連盟の目的です。また、青少年ソーシャルワークの分野で活動するすべての団体・機関と密接な協力体制を築くことを目指しています。同連盟が新事業を企画する際には、青少年援助実施主体のほか、使用者団体、労働組合、研究者、関係省庁、雇用エージェンシー（職安）と協議します。

3.6 宗教団体による児童・青少年育成事業

ドイツの教会による青少年育成活動はキリスト教的人間像に基づくという、他とは異なった特色を持つ事業として理解されています。また、活動は「無私的心で奉仕し、青少年がキリストの教えを日々実践するよう促し、力づける」（ヴェルツブルク司教区教会青少年計画）ことを目的としており、若者にキリスト教的人間像と、神との関係が幸せな人生の源であることを伝えるという教育目標を持っています。その際、教会による青少年育成活動は、青少年がたくましい人格に成長するよう支援し、イエス・キリストのメッセージにならって行動する肯定的な考え方の持ち主になるよう支えていくことを目指します。

上述の目標を児童と青少年とともに実現するための古典的な形態は青少年団体活動です。カトリックの青少年育成活動の大部分は、上部団体であるドイツカトリック青少年連盟（BDKJ、<http://www.bdkj.de>）に組織されています。グループの時間やキャンピング、あるいはプロジェクトを通じて実生活に近い共同体やキリスト教の価値観を伝える同連盟には、ドイツ聖ゲオルギウス・スカウト連盟、キリスト教労働者青少年連合（CAJ）、ドイツカトリック農村部青年運動（KLJB）、その他数多くの団体が加盟しています。同連盟は郡、司教区、州、全国規模で教会の青少年育成活動を担う組織です。小教区やそのほかの地域で活動する加盟団体を通じて、ドイツカトリック青少年連盟の教会青少年育成活動が行われます。

ドイツ連邦共和国福音派青少年協議会 (aej、<http://www.evangelische-jugend.de>) はドイツにおける福音派の青少年団体の連合体です。上部団体として同協議会は連邦レベルで連邦省庁、専門団体、外国のカウンターパートに対して福音派青少年の利益を代弁します。36の加盟団体を持ち、合計 120 万人の若者を代表します。加盟団体には、ドイツ福音教会に所属する各州教会青少年育成機関、自由教会の青少年育成機関、福音メソジスト教会青少年育成事業団やその他多くの機関や団体があります。

自由教会系の青少年育成活動は 5 つの団体が実施しています。

- ・ 福音メソジスト教会青少年育成事業団 (EmK、<http://www.emk.de>)
- ・ 自由福音教会青少年育成事務局 (BFEG、<http://www.feg.de>)
- ・ 福音自由教会青少年育成事業団 (GJW、<http://www.gjw.de>)
- ・ 福音モラヴィア兄弟団青少年育成事業 (<http://www.ebu.de>)
- ・ 独立福音ルーテル教会青少年育成事業団 (SELK-Jugend、<http://www.selk-jugend.de>)

現在、ドイツには 320 万人のイスラム教徒がいますが、その約半数が児童および青少年です。モスク協会 (モスクの運営ないし建設準備を行う) は就学前児童を対象とした語学教室や、コンピュータ講座、スポーツ教室、余暇活動などを実施しています。(出典: *Wie erreicht Familienbildung und -beratung muslimische Familien? Eine Handreichung.* 〈「家庭に対する教育支援と家庭相談をムスリム家庭に利用してもらうためのガイドブック」〉 BMFSFJ, 2008, <http://www.bmfsfj.de/bmfsfj/generator/Kategorien/Publikationen/Publikationen.did=113808.html>、08.11.04)

リンク:

www.aagb.net – ドイツ・アレヴィ派青少年連盟 (AAGB) のウェブサイト。AAGBは 16 歳から 27 歳までのアレヴィ派の信者である青少年による独自組織で、ドイツ連邦青少年連合の加盟団体です。

Kirche und Jugend – ein Vergleich kirchlicher Jugendarbeit in Deutschland und Tschechien. (「教会と青少年 – ドイツとチェコの教会による 青少年育成活動の比較」)
In: Miteinander – Společně. Arbeitshilfe für deutsch-tschechische Jugendbegegnungen, Jugendhaus Düsseldorf 2000.

3.7 移民背景を持つ児童・青少年の統合

ドイツ連邦共和国では、移民背景を持つ家庭の 25 歳未満の児童と青少年の数は、児童・青少年全体の 4 分の 1 以上 (27%) に及びます。(出典: <http://de.statista.org/statistik/daten/studie/1448/umfrage/anteil-der-familien-mit-migrationshintergrund-nach-kinderanzahl/>、08.11.03)

特に子どもたちがドイツ語を学ぶことがいかに重要かということも、最近になってやっと認識されるようになりました。公的な措置においては児童対象のドイツ語教育促進に重点が置かれています。例えばノルトライン・ヴェストファーレン州青少年省は、2 年前から保育園でのドイツ語講座を援助しています。

滞在資格を持たない子どもや難民の子どもたちは、ドイツではまだ困難な状況にあります。2003 年末には、滞在資格の不確かな児童および青少年が約 7 万 6 千人いました。親が dija.de

庇護申請手続き中であつたり、家族がドイツでは滞在猶予しか得ていない、あるいはいかなる滞在資格も持たないため、数千人が一般義務教育から排除されています。バーデン・ヴュルテンベルク、ヘッセン、ラインラント・ファルツ、ザールラント、ザクセン・アンハルトの各州では滞在資格が不確かな難民の子どもは就学義務がありません。就学権があるだけです。

若い外国人の職業訓練機会を改善するため、連邦教育・研究省は 10 の職業資格取得ネットワーク (BQN) をスタートさせました。その中で、手工業会議所、労働組合、学校、企業や機関は、若い移民を支援し、職探しの支えとなるよう今後密接に協力するよう求められます。同省はこのプログラムを通して「若い移民の条件がますます不利になる傾向に対抗」します。現在移民背景を持つ青少年の 39%しかデュアルシステムによる職業訓練を修了していません。同省によるとドイツ人の青少年では 6 割以上がデュアルシステムによる職業訓練を修了しています。

詳しい情報は：<http://www.kompetenzen-foerdern.de>

(出典：terre des hommes Deutschland e.V.,
<http://www.tdh.de/content/materialien/download/index.htm?&action=details&id=171>,
05.05.02; Deutscher Bundestag, http://www.bundestag.de/bic/presse/2005/pz_050322.html,
05.05.02)

スポーツ分野では、生涯スポーツと余暇スポーツによる統合措置を通じて若いドイツ系後期帰還者や他の移民を支援する連邦プログラム「スポーツを通じた統合」(<http://www.integration-durch-sport.de>) があります。

一般的な滞在許可を持っていなくても、滞在猶予を得てドイツに滞在する児童と青少年は児童・青少年旅行に参加できます。ドイツ連邦青少年連合 (DBJR) は 2005 年 9 月に、青少年育成活動における若い難民の状況に関する所見を全会一致で採択しました。その中で DBJR は、「移民社会の形成」と「異文化に開かれた社会」が重点的に取り組まれているテーマであるにもかかわらず、法的な問題によって現場の取り組みが頓挫することもあると指摘しています。

詳細は：
<http://www.dbjr.de/index.php?m=4&pid=77&UID=77218fb1fa31502cfe52f08b87fc81e3>

このテーマに関する詳しい情報は：<http://www.jugendmigrationsdienste.de>

3.8 青少年と情報

3.8.1 児童と青少年のための情報および相談センター

60 年代末になると、自治体の青少年育成分野において、主に一般的な情報提供と相談機能を持つ青少年情報センターが生まれました。同センターは青少年と若い成人や特定のターゲットグループを対象としており、様々な問題や軋轢が生じた際に相談に応じます。ドラッグ、アルコール、学校、エイズ、文化、余暇、旅行等の分野で直接情報を得たり相談することもできますし、状況に応じて他の専門的な相談所を紹介してもらうこともできます。

このような特色を持つ青少年情報センターの第 1 号は 1967 年にミュンヘン (<http://www.jiz-m.de>) に開設されました。その後各地で次々と誕生し、現在では多くの (ある程度の規模の) 都市に青少年情報・相談センターがあります。

青少年への情報提供は多くの役所や青少年センター、青少年団体、自助グループ、青少年広報、および青少年調査を通じても行われています。

青少年分野での情報提供にもドイツの地方分権・連邦制が反映しています。情報窓口は地元、自治体、地方、州の各レベルにあり、全国を網羅しているので、すべての青少年が無理なく利用できる構造になっています。近年、青少年情報活動は急激にウェイトを増してきています。特に新しいメディアによって、非常に多くの青少年に情報を伝達する可能性が開かれました。2004年9月から国のユースポータルサイト「ネッツチェッカーズ」(<http://www.netzcheckers.de>) がスタートしました。

児童・青少年援助指導者ポータルサイト (<http://www.jugendhilfeportal.de>) は児童・青少年援助の分野で活動する指導者向けの情報・協力・コミュニケーションのプラットフォームです。この分野で仕事やボランティア活動をする人も、学生や職業訓練生、研究者、あるいはこの分野と直接かかわりがなくても、児童・青少年援助に関心のある人はすべて、このサイトで各々のニーズにあった情報を入手することができます。利用できる情報は大変分かりやすく整理されており、国・州・市町村の関連機関のリストやテーマ別の各種資料、さらにはイベント情報、各種事業の紹介、児童・青少年援助に関する最新ニュースや求人情報に及びます。その特徴は、重複を避けるために各種情報のリンク先を紹介することによって簡素化されている点です。

青少年情報ネット (Jugendinfonetz.de) (<http://www.jugendinfonetz.de>) は、情報教育を担当する青少年指導者のための情報源として開設されました。「青少年と情報」のテーマに取り組むドイツ国内の各施設は「青少年情報ネット」を充実させるために積極的に参加できます。

3.8.2 児童・青少年メディア

ドイツでは青少年メディアは常に重要な役割を果たしてきました。1956年にテレビ番組紹介誌として創刊された「Bravo」は、その後数十年経った今でも若い読者の好奇心をくすぐる雑誌へと発展しました。「Pop Rocky」や「Popcorn」誌などの若者雑誌はメディア界のビックネームとなっています。

特に70年代に入ると、メディアはそれまでの高度経済成長期の説教くさを脱却しました。公共テレビZDFなどでも、扱うテーマや取り上げ方でたびたび問題が生じた「direkt」のような若者番組が放映されるようになりました。

1980年代は青少年メディアが停滞した時期でした。雑誌も放送番組も目新しいものは出現せず、90年代初めになってやっと青少年メディア市場に動きが出はじめました。多くの新しい雑誌が登場し成功を収めました。また、公共テレビも民間のライバルが突然出現したことにより、若いターゲットグループを再発見しました。

青少年メディア市場の特徴は、変化が大きく速いことです。突然新しい雑誌が創刊され、若者の新しいトレンドに一定期間乗り、出現と同様に突如消え去ります。トレンドが廃れたため、若者もスポンサーも関心を示さなくなるからです。

電子メディアが普及している今日でも、若い人は雑誌を読みます。音楽テレビ放送のVIVAとMTVは若者雑誌の広告は取っても読者は奪えません。1990年以来、若者雑誌の発

行部数が明らかに伸びていることから、このことは裏付けられています。1991年の発行部数が350万だったのに比べ、95年は480万に伸びています（14歳から26歳までの1400万人の若い人が青少年メディアの主たるターゲットグループです）。

近年特に成功しているのはいわゆる少女雑誌です。1988年に創刊された「Bravo Girl」でこのジャンルの躍進が始まりました。90年に女性誌「Brigitte」の特別号として発行された「Brigitte Young Miss」のような雑誌もこの波に乗りました。

90年代の新しい動きは雑誌市場だけに限りません。若いリスナー向けの番組が主流の民間ラジオ局が複数創設され、また若い人がラジオ感覚で視聴する音楽テレビ放送のMTVとVIVAが大きな成功を収めてからは、公共ラジオ（ARDラジオ放送局）は、若いリスナーをつなぎとめるために対応せざるを得ませんでした。中でも特に成功しているのは西部ドイツ放送WDRの「Eins Live」です。東独時代の若者放送局DT 64を前身とした、中部ドイツ放送MDRの若者ラジオチャンネル「Sputnik」も成功を収めています。14歳から29歳の市場でシェアを伸ばしているARD系列の若者放送は「N-joy」（北ドイツ放送NDR）、「SWF3」（南西ドイツ放送）、Fritz（ベルリン・ブランデンブルク放送RBB）です。

若いターゲットグループに最も手を焼いているメディアはテレビのようです。若者向けの番組は概して短命です。プロデューサーにとって青少年が一番難しいターゲットグループです。WDRが行った調査によると、14歳から16歳の青少年は毎日96分テレビを見ています。ドイツでは、テレビの前で過ごす時間が最も短い年齢層です。中でもMTVとVIVAの番組を定期的に視聴する青少年が大きな割合を占めています。若い人の中では、この2つの音楽テレビ放送局はトレンドセッターとみなされています。流れる音楽や言葉遣い、番組のスタイルも若者文化の一部です。

(この文章の多くはウルリヒ・カールヘーファー執筆)

「2004年キッズ消費者分析」によると、6歳から13歳児の読書欲は少し高まりました。合わせて69%（2002年：64%）の児童が調査対象となった22誌のいくつかを購読しています。読者数が最も多い雑誌は16.2%の児童が読んでいる「Micky Maus」で、「Junior」が12.8%でこれに続きます。男子では全体の平均を上回る22.7%が「Micky Maus」を読んでいます。女子の一番人気は馬がテーマの「Wendy」誌（11.2%）、次いで「Junior」（10.2%）と「Micky Maus」（9.3%）が好まれています。この年齢層の子どもに人気がある他の雑誌は「Disneys Lustiges Taschenbuch」、「Bibi Blocksberg」、「die Simpsons」、「Benjamin Blümchen」、「Löwenzahn」などです。（出典：KidsVerbraucherAnalyse 2004「2004年キッズ消費者分析」、http://www.ehapa.de/ehapa/e7/e36/e37/e1539/index_ger.html, 05.04.28)

青少年記者クラブの提供するドイツにおける児童・青少年メディア関連リンク一覧：
<http://www.jugendpresseclub.de/links.html>

3.8.3 国際的な協力・提携

ドイツ連邦共和国は、EU内の青少年、職業訓練、教育、モビリティおよび助成プログラムに関するEUの青少年向け情報ネットワークであるEurodesk (<http://www.eurodesk.org>)の加盟国です。既存のデータベースを各ネットワーク加盟国が自国のデータで補完します。ドイツのEurodeskは、IJABドイツ連邦共和国国際ユースワーク専門機関にあります。

IJABは青少年向け情報サービスを提供するEUレベルにおける連合体であるERYICA（欧州青少年情報・相談機関、<http://www.eryica.org>）に加盟しています。

3.9 児童・青少年の旅行

3.9.1 児童と青少年の旅行形態

ドイツの若い人は旅行を計画する際、幅広い選択肢に恵まれています。中でも人気が高いのは個人旅行です。14歳から19歳までの4人に3人が毎年長期の旅行をします。旅行先はスペインとフランスが人気ダントツです。思いついてすぐに出かけたい若者はお得なラストミニット・フライトを利用します。旅の決定は旅行雑誌や若者雑誌の読後や友人との会話後に下されます。若い人が旅行に求めるのは、とにかく楽しむこと、何かを体験すること、知り合いの輪を広げることです。

青少年は一人旅をするか、友人や家族と一緒に旅行するか、あるいは若い人が満足するアクティビティを約束するクラブリゾートを予約します。旅行会社が市場調査を参考にして企画した若者向けの旅は、ドイツの若者の中で高い伸び率を示しています。

雇用情勢が深刻化する中、実践的な側面や学習面と関連した旅行や外国滞在の需要が伸びています。特に大学進学を目指すアビトゥア（ギムナジウム修了・大学入学資格）試験受験生は在外経験によって将来の可能性を広げようと考えています。オペアプログラムや語学研修旅行、インターンシップ、外国でのアルバイトなどを取り扱う機関や会社がますます増えています。とはいえ、後期中等教育の生徒のうち1年間外国に留学する生徒はドイツ全体で5%しかいません。ハンブルクでは留学を経験した生徒の割合は全国平均をかなり上回っており、学校によっては二桁台です。留学する生徒が最も少ない州の1つはバイエルンです。すでにいくつかの州で導入され、他の州で今後導入される就学期間12年でのアビトゥア試験により、将来は1年間留学をする生徒の数が減ると見込まれています。理由としては、外国での成績や単位がドイツでは基本的に認定されないため、1年確実に遅れてしまうことが挙げられています。

(出典：<http://www.schueleraustausch.de>)

3.9.2 ユースホステルとその他の青少年宿泊施設

現在ドイツにはユースホステルが604軒あります。ドイツユースホステル協会の宿泊施設は、旅行先として魅力ある地域すべてにあります。ほとんどのユースホステルは家族旅行にも適しており、敷地内にスポーツ設備があります。また、多くの施設は車椅子でも利用できます。ユースホステルは4つのカテゴリーに分類され、朝食込みの宿泊料金は1泊15～25ユーロです。詳しい情報はドイツユースホステル協会：<http://www.djh.org> ないし <http://jugendherberge.de> からどうぞ。

ドイツ自然の友青年部が持つ400以上の施設でも手ごろな値段で宿泊できます。宿泊施設一覧と詳細は：<http://www.naturfreundejugend.de>

福音派青少年休暇サービス連邦協議会 <http://www.bej.de> はSOKEVとの協力の下、ドイツにある非営利・自主運営の団体宿泊施設5000件を収録するCD-Romを出しました。

このデータベースの名前は **GrukiD** です。

ドイツにおける団体宿泊施設のデータベース（Deutsches Zentralverzeichnis）は他にも **Vademecum 編集局**：<http://www.gruppenunterkuenfte.de> から入手できます。

3.9.3 ドイツ旅行のヒントと情報

ドイツ連邦共和国の鉄道網は発達しており、大都市間の移動はとても便利です。しかしローカル線は列車の本数がわずかです。ドイツ鉄道のイメージは全体として近年の経費削減とリストラによる影響を受けているといえます。

ドイツ鉄道の児童と青少年割引についての情報は <http://www.bahn.de> で得ることができます。チケットの予約も可能です。

ドイツ旅行に関する詳しい情報は：<http://www.germany-tourism.de>

若い人のためのドイツ情報は**欧州ユースポータル**をご覧ください
http://www.europa.eu.int/youth/travelling_europe/index_de_de.html

3.10 国際青少年育成活動

3.10.1 中央組織

連邦レベルで重要な役割を果たしている組織・機関は以下のとおりです。

- 独仏青少年事務局 (<http://www.dfjw.org>)
- ドイツ・ポーランド青少年事務局 (<http://www.dpjw.org>)
- バルト海青少年事務局 (<http://www.balticsea-youth.org>)
- ドイツ・チェコ青少年交流コーディネーションセンター、タンデム (<http://www.tandem-org.de>)
- ドイツ・イスラエル青少年交流コーディネーションセンター、ConAct (<http://www.ConAct-org.de>)
- ドイツ・ロシア青少年交流財団 (<http://www.stiftung-drja.de>)

青少年育成活動に従事する管理職、職員、指導者を対象とした国際交流事業は専門的な経験を交換することを目的としています。このような事業は各専門団体あるいはIJAB ドイツ連邦共和国国際ユースワーク専門機関 (<http://www.ijab.de>)。

EU行動計画「JUGEND」のためのドイツ事務局 (<http://www.webforum-jugend.de>) はヨーロッパ各地にある 32 の参加国事務局が構成するネットワークの 1 部として活動しています。同事務局は、ヨーロッパでの自発的の公益活動を含む青少年助成プログラム「JUGEND」の実施にあたって、欧州委員会と連邦家庭・高齢者・女性・青少年省をドイツでサポートするよう委託されています。

ドイツ国際青少年活動委員会 (DNK) の構成団体はドイツ連邦青少年連合 (DBJR)、ドイツスポーツユースゲント (dsj) ならびに政治青少年連合 (RPJ) です。DNKは青少年育成における多国間協力の分野（欧州ユースフォーラムなど）でドイツの青少年団体を代表し、欧州連合 (EU) や欧州評議会、国連などの国際機関と協力しています。DNKに関する詳しい情報は：<http://www.dbjr.de/dnk>

統合が深化するヨーロッパでは、青少年団体にとって多国間協力の意義が増しています。また、全ヨーロッパの統合過程で、欧州レベルの組織を通じて青少年が参画できる条件を構築することも重要な課題です。

3.10.2 ドイツと各国との協力

次章「国際的な協力」および国別情報の該当する章を参照ください。

3.10.3 国際的な協力

ドイツでは、**青少年と青少年育成に携わる指導者の交流事業の促進と支援**が国際青少年施策における協力の中心に据えられています。他の国や国民、異文化に触れ、国際親善に貢献し、他者への寛容の精神を学び、自分の置かれている状況や環境への理解力・判断力を養うことが交流事業の目的です。中でもヨーロッパ市民としての意識を高め、欧州諸国間の協力を推進することに重点が置かれています。

ドイツの国際青少年施策は、

- ・ **連邦家庭・高齢者・女性・青少年省**が EU 加盟国や欧州評議会レベルの欧州青少年施策協力に関する委員会等へ参加すること、
- ・ 既存の青少年施策に関する二国間協定、
- ・ およびドイツ連邦共和国と他国との二国間協力のための多分野による専門委員会の作業を通じて実施されます。

現在、**約 30 カ国との二国間協定**が存在します。交流プログラムに関する規定や交流の形態・規模は二国間の会議等で決定されます。純粋な交流事業以外に、職業教育や継続教育、あるいは特別重視されるテーマや分野に関する特別プログラムもあります。基本的にプログラムの実施は、特に青少年団体や教育機関、青少年育成と青少年ソーシャルワーク関連組織や機関、国際青少年協力・奉仕活動団体（ワークキャンプ）など、青少年育成活動を行う民間団体や機関に委ねられますが、自治体の担当局が実施する場合があります。

これまで重点が置かれた交流相手国はフランス、EU 加盟国、1989 年以降には隣国ポーランドを筆頭とした中欧・東欧諸国でした。海外（日本）やラテンアメリカの一部の国（チリやコロンビア）ともドイツは良好な協力関係にあります。また、中国との二国間交流を新たに開始しました。

4 参考資料

4.1 協定等資料の全文

ドイツ連邦共和国はこれまで数多くの二国間協定を締結しましたが、最も新しいものとして、2006 年 9 月 14 日にドイツ・中国間で締結された青少年援助分野における協力協定 (http://www.ijab.de/downloads/news/Vereinbarung-D_CH.pdf) が挙げられます。

ドイツ連邦共和国が締結した上記以外の協定については各国の情報の中にある「協定等資料の全文」の章を参照ください。

4.2 参考文献

児童と青少年関連

- ドイツ児童支援協会 (<http://www.dkhw.de>) 「ドイツ児童報告」 **Kinderreport Deutschland**. Herausgegeben vom Deutschen Kinderhilfswerk e.V.

- IG メタル (ドイツ金属産業労組) 青少年サーベイ 「若い被用者の人生観」

IG-Metall-Jugendstudie. Lebenseinstellungen junger Arbeitnehmerinnen und Arbeitnehmer. IG Metall (Hrsg.), Marburg 2002

- 「ドイツの青少年。世代間の対立、危機、ラジカルズム」

Jugend in Deutschland. Opposition, Krisen und Radikalismus zwischen den Generationen. Ute und Wolfgang Benz. dtv, München 2003

- 「児童・青少年に関する施策。ドイツにおける児童および青少年援助。構造・機関・組織」

Kinder- und Jugendpolitik. Kinder- und Jugendhilfe in der Bundesrepublik Deutschland. Strukturen. Institutionen. Organisationen. IJAB, Bonn 2008. ドイツ語版、英語版、フランス語版。注文はinfo[at]ijab.de。インターネットは <http://www.kinder-jugendhilfe.info> で、独・仏・英、その他の言語で閲覧できます。

- 連邦政府による健康報告の重点報告「児童と青少年の健康」

Gesundheit von Kindern und Jugendlichen. Schwerpunktbericht der Gesundheitsberichtserstattung des Bundes, Berlin 2004:

http://www.apug.de/archiv/pdf/rki_gesundheit_kinder_2004.pdf

- 「私たちは仲間はずれードイツにおける難民の子どもたちの就学義務と就学権」

Wir bleiben draußen - Schulpflicht und Schulrecht von Flüchtlingskindern in Deutschland. terre des hommes Deutschland e.V., 2005, Download:

<http://www.tdh.de/content/materialien/download/index.htm?&action=details&id=171>

- 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省資料「いろいろな世界に生きるーギリシャ、イタリア、ユーゴスラビア、トルコからの移住あるいは移民という背景を持つ若い女性の生活状況」

Viele Welten leben - Lebenslagen von jungen Frauen mit griechischem, italienischem, jugoslawischem, türkischem und Aussiedlerhintergrund. Dokumentation des Bundesministeriums für Familie, Senioren, Frauen und Jugend, Berlin 2004. Download:

<http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Abteilung5/Pdf-Anlagen/viele-welten.property=pdf.pdf>

- 「移民背景を持つ女子とスポーツ活動」。「いろいろな世界に生きる・・・」の資料。

Mädchen mit Migrationshintergrund und sportliches Engagement. Sonderauswertung zur Dokumentation über Lebenslagen von jungen Frauen... Download:

<http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Abteilung5/Pdf-Anlagen/maedchen-migrantinnen-sport.property=pdf.pdf>

- 第 15 回シェル若者動向調査「青少年 2006 ープレッシャーにさらされる実用主義的な世代」

15. Shell Jugendstudie „**Jugend 2006 – Eine pragmatische Generation unter Druck**“, Fischer Taschenbuch Verlag, 2006

- 第 1 回ワールド・ヴィジョン子どもサーベイ「2007 年ドイツの子ども」

1. World Vision Kinderstudie. **Kinder in Deutschland 2007**. Fischer Taschenbuch Verlag, 2007

リンク

www.bmfsfj.de : 連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト

www.ijab.de : IJABウェブサイト、国際青少年育成活動に関する出版物を掲載

www.juventa.de : Juventa Verlag (ユヴェンタ出版) ウェブサイト、主に青少年研究、幼少期、児童・青少年援助、青少年育成などの社会科学分野の出版物

www.anders-cool.de : 移民背景を持ちドイツに住む青少年の生活状況に関する移動展覧会のウェブサイト、連邦福音派青少年協議会開設

4.3 連絡先

大使館、総領事館、代表部

ドイツの在外公館と外国の在独公館のアドレスは外務省のホームページに掲載されています。

<http://www.auswaertiges-amt.de>

省庁およびその他の国の機関

連邦首相府 Bundeskanzleramt

Willy-Brandt-Str. 1, 10557 Berlin

Tel.: 01888 400-0, 030 400-0, Fax: 030 400-1818, -1819

E-Mail: [internetpost\[at\]bundeskanzlerin.de](mailto:internetpost[at]bundeskanzlerin.de), Internet:

<http://www.bundeskanzlerin.de>

連邦家庭・高齢者・女性・青少年省

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (BMFSFJ)

Alexanderplatz 6, 10178 Berlin

Postanschrift: 11018 Berlin

Tel.: 030 20655-0, Fax: 030 20655-1145

Internet: <http://www.bmfsfj.de>

ボン支所 : Dienstsitz Bonn:

Rochusstr. 8-10, 53123 Bonn

Tel.: 0228 930-0, Fax: 0228 930-4913

連邦家庭・高齢者・女性・青少年省

Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend

- 子ども編集局 Kinderredaktion -

Alexanderplatz 6, 10178 Berlin

E-Mail: [redaktion.kinderzeitung\[at\]bmfsfj.de](mailto:redaktion.kinderzeitung[at]bmfsfj.de),

Internet: <http://www.kinder-ministerium.de>

外務省 Auswärtiges Amt

Werderscher Markt 1, 10117 Berlin

Postanschrift: 11013 Berlin

Tel.: 01888 17-0, Fax: 01888 17-3402

E-Mail: [poststelle\[at\]auswaertiges-amt.de](mailto:poststelle[at]auswaertiges-amt.de), Internet:

<http://www.auswaertiges-amt.de>

他の連邦省のウェブサイトは :

<http://www.bundesregierung.de>

ドイツ連邦文書館 Bundesarchiv

Potsdamer Str. 1, 56075 Koblenz

Tel.: 0261 505-0, Fax: 0261 505-226

Internet: <http://www.bundesarchiv.de>

連邦統計局 Statistisches Bundesamt

Gustav-Stresemann-Ring 11, 65189 Wiesbaden

Tel.: 0611 75-1, Fax: 0611 724000

E-Mail: [info\[at\]destatis.de](mailto:info[at]destatis.de), Internet:

<http://www.destatis.de>

ボン支所 :

dija.de

Graurheindorfer Strasse 198, 53117 Bonn

Tel.: 01888 644-1, Fax: 01888 643- 8990, -8991

ドイツ連邦共和国各州文部大臣常設会議事務局

Sekretariat der Ständigen Konferenz der Kultusminister der Länder in der Bundesrepublik Deutschland

Lennéstr. 6, 53113 Bonn

Postfach 2240, 53012 Bonn

Tel.: 0228 501-0, Fax: 0228 501-777

Internet: <http://www.kmk.org>

ベルリンオフィス :

Markgrafenstr. 37, 10117 Berlin

(Wissenschaftsforum am Gendarmenmarkt)

Tel.: 030 25418-400, Fax: 030 25418-4 50

各州文部大臣会議事務局には教育交流会

(Pädagogischer Austauschdienst、PAD) が設置されています

文化関連機関

ドイツ学術交流会 (DAAD) Deutscher Akademischer Austauschdienst

Kennedyallee 50, 53175 Bonn

Postfach 20 04 04, 53134 Bonn

Tel.: 0228 882-0, Fax: 0228 882444

E-Mail: [postmaster\[at\]daad.de](mailto:postmaster[at]daad.de), Internet:

<http://www.daad.de>

ベルリンオフィス : ベルリン芸術家プログラム

Berliner Künstlerprogramm

Markgrafenstraße 37, 10117 Berlin

(Wissenschaftsforum am Gendarmenmarkt)

Postfach 240, 10106 Berlin

Tel.: 030 202208-0, Fax: 030 2041-267

E-Mail: [BKP.Berlin\[at\]daad.de](mailto:BKP.Berlin[at]daad.de)

ゲーテ・インスティトゥート Goethe-Institut e.V.:

<http://www.goethe.de>

世界文化の家 Haus der Kulturen der Welt

John-Foster-Dulles-Allee 10, 10557 Berlin

Tel.: 030 397870, Fax: 030 3948679

E-Mail: [info\[at\]hkw.de](mailto:info[at]hkw.de), Internet: <http://www.hkw.de>

青少年および青少年スポーツ団体・機関

児童・青少年援助協議会 (AGJ)

Arbeitsgemeinschaft für Kinder- und Jugendhilfe

Mühlendamm 3, 10178 Berlin

Tel.: 030 40040-210, Fax: 030 40040-232

E-Mail: [agj\[at\]agj.de](mailto:agj[at]agj.de), Internet: <http://www.agj.de>

ドイツ連邦青少年連合 (DBJR) Deutscher Bundesjugendring

Mühlendamm 3, 10178 Berlin
Tel.: 030 40040-400, Fax: 030 40040-422
E-Mail: info[at]dbjr.de, Internet: <http://www.dbjr.de>

ドイツユースプレス連盟 **Jugendpresse
Deutschland**

Grolmannstraße 52, 10623 Berlin
Tel.: 030 450865-50, Fax: 030 450865-59
E-Mail: buero[at]jugendpresse.de, Internet:
<http://www.jugendpresse.de>

ドイツスポーツ連盟の青少年部門、ドイツスポーツ
ユーゲント (dsj)

Deutsche Sportjugend im Deutschen Sportbund
Otto-Fleck-Schneise 12, 60528 Frankfurt am Main
Tel.: 069 6700-0, Fax: 069 6702-691
E-Mail: dsj[at]dsj.de, Internet: <http://www.dsj.de>

ドイツ青少年切手財団 **Stiftung Deutsche
Jugendmarke e.V.**

Kennedyallee 105-107, 53175 Bonn
Tel.: 0228 9302864
E-Mail: info[at]jugendmarke.de, Internet:
<http://www.jugendmarke.de>

民主青少年財団 **Stiftung Demokratische Jugend**

Grünberger Straße 54, 10245 Berlin
Tel.: 030 2945280, Fax: 030 2945281
E-Mail: buero[at]jugendstiftung.org, Internet:
<http://www.jugendstiftung.org>

青少年政治・文化教育および青少年ソーシャルワ
ーク機関

連邦児童・青少年文化教育連合会 (BKJ)
**Bundesvereinigung Kulturelle Kinder- und
Jugendbildung e.V.**

Küppelstein 34, 42857 Remscheid
Tel.: 02191 794390, Fax: 02191 794389
E-Mail: info[at]bkj.de, Internet: <http://www.bkj.de>

青少年ソーシャルワーク協力連盟
Kooperationsverbund Jugendsozialarbeit

Stabsstelle
Chausseestraße 128/129, 10115 Berlin
Tel.: 030 288789538, Fax: 030 28878955
E-Mail:
kooperationsverbund[at]jugendsozialarbeit.de,
Internet: <http://www.jugendsozialarbeit.de>

青少年情報センターおよび青少年旅行代理店

ユーロデスク **Eurodesk**

c/o IJAB - Fachstelle für Internationale Jugendarbeit
der Bundesrepublik Deutschland e.V.
Godesberger Allee 142-148, 53175 Bonn
Tel.: 0228 9506-0, Fax: 0228 9506-199
E-Mail: eurodeskde(at)eurodesk.org, Internet:
<http://www.eurodesk.de>

ドイツにある青少年情報センターのリスト:
[http://www.rausvonzuhause.de/cgi-
bin/showcontent.asp?ThemaID=16](http://www.rausvonzuhause.de/cgi-bin/showcontent.asp?ThemaID=16)

青少年旅行も専門に取り扱う Sta Travel 旅行代理店
の支店リスト:

http://www.statravel.de/de/travel_shops/index.shtml
dija.de

青少年宿泊施設

ドイツユースホステル協会 **Deutsches
Jugendherbergswerk**

Bad Meinberger Str. 1, 32760 Detmold
Tel.: 05231 9936-0, Fax: 05231 9936-63
E-Mail: zdms[at]djh.org, Internet: <http://www.djh.org>

ドイツ自然の友青年部 **Naturfreundejugend
Deutschlands**

Haus Humboldtstein, 53424 Remagen
Tel.: 02228 9415-0, Fax: 02228 9415-22
E-Mail: nfjd[at]naturfreundejugend.de, Internet:
<http://www.naturfreundejugend.de>

Vademecum 編集局 Redaktion Vademecum

Gerd Grützmaker
Auf dem Dörnchen 6, 51580 Reichshof-Fahrenberg
E-Mail: info[at]gruppenunterkuenfte.de, Internet:
<http://www.gruppenunterkuenfte.de>

国際青少年育成活動関連機関

IJAB - ドイツ連邦共和国国際ユースワーク専門機関

**Fachstelle für Internationale Jugendarbeit der
Bundesrepublik Deutschland e.V.**

Godesberger Allee 142-148, 53175 Bonn
Tel.: 0228 9506-0, Fax: 0228 9506-199
E-Mail: info[at]ijab.de, Internet: <http://www.ijab.de>

ドイツ国際青少年育成活動委員会 (DNK)
**Deutsches Nationalkomitee für internationale
Jugendarbeit**

c/o Deutscher Bundesjugendring
Mühlendamm 3, 10178 Berlin
Tel.: 030 40040-420, Fax: 030 40040-422
Internet: <http://www.dbjr.de>

EU 行動計画「JUGEND」のためのドイツ事務局
**Deutsche Agentur für das EU-Programm
JUGEND IN AKTION**

c/o IJAB
Godesberger Allee 142-148, 53175 Bonn
Tel.: 0228 9506-0, Fax: 0228 9506-222
E-Mail: jfe[at]jfe.de, Internet:
<http://www.webforum-jugend.de>

独仏青少年交流事務局 (DFJW) **Deutsch-
Französisches Jugendwerk**

Molkenmarkt 1-3, 10179 Berlin
Tel.: 030 288757-0, Fax: 030 288757-88
E-Mail: info[at]dfjw.org, Internet: <http://www.dfjw.org>

ドイツ・ポーランド青少年交流事務局 (DPJW)
Deutsch-Polnisches Jugendwerk

Friedhofsgasse 2, 14473 Potsdam
Tel.: 0331 28479-0, Fax: 0331 27527
E-Mail: buero[at]dpjw.org, Internet:
<http://www.dpjw.org>

ドイツ・チェコ青少年交流コーディネーションセン
ター、タンデム

**Koordinierungszentrum Deutsch-Tschechischer
Jugendaustausch Tandem**

Maximilianstr. 7, 93047 Regensburg

Tel.: 0941 58557-0, Fax: 0941 58557-22
E-Mail: tandem[at]tandem-org.de, Internet:
<http://www.tandem-org.de>

ドイツ・イスラエル青少年交流コーディネーション
センター **ConAct Koordinierungszentrum**
Deutsch-Israelischer Jugendaustausch ConAct
Altes Rathaus, Markt 26, 06886 Lutherstadt
Wittenberg
Tel.: 03491 420260, Fax: 03491 420270
E-Mail: info[at]ConAct-org.de, Internet:
<http://www.ConAct-org.de>

ベルリン日独センター **Japanisch-Deutsches**
Zentrum Berlin
日独青少年交流部 Abteilung Deutsch-Japanischer
Jugendaustausch (DJJA)
牧野ひとみ、三浦なうか Hitomi Makino, Nauka
Miura
Saargemünder Str. 2, 14195 Berlin

Tel.: 030 83907193, Fax: 030 83907220
E-Mail: hmakino[at]jdzbd.de, nmiura[at]jdzbd.de,
Internet: <http://www.jdzbd.de>

バルト海青少年事務局 **Baltic Sea Secretariat for**
Youth Affairs
c/o Landesjugendring Schleswig-Holstein
Ostseesekretariat für Jugendangelegenheiten
Holtenauer Str. 99, 24105 Kiel
Tel.: 0431 8009847, Fax: 0431 800 98 41
E-Mail: info[at]balticsea-youth.org, Internet:
<http://www.balticsea-youth.org>

ドイツ・ロシア青少年交流財団 **Stiftung Deutsch-**
Russischer Jugendaustausch
Mittelweg 117b, 20149 Hamburg
Tel.: 040 8788679-0, Fax: 040 8788679-20
E-Mail: info[at]stiftung-drja.de, Internet:
<http://www.stiftung-drja.de>